

平成30年 2 月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年 2 月19日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第 1 号

平成30年 2 月 19 日（月）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 広域連合長あいさつ
- 第 5 議案第 1 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 3 号 岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 号 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 5 号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第 6 号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 第11 議案第 7 号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第12 議案第 8 号 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第13 議案第 9 号 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第14 議案第10号 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

1番 澤里富雄君	2番 菅原恒雄君
3番 鎌田幸也君	4番 小原享子君
6番 滝田松男君	7番 村田芳三君
9番 梶屋伸夫君	10番 本田秀一君
11番 安部重幸君	12番 千田恭平君
13番 及川修一君	15番 桜井博義君
16番 石亀貢君	17番 廣内和之君
18番 小松聡純君	19番 鈴木雅彦君
20番 早川久衛君	21番 阿部祐一君
22番 小松則明君	23番 高宮一明君
24番 田中二郎君	25番 金沢秀男君
26番 上山文雄君	27番 千田力君
28番 寺崎敏子君	29番 阿部吉衛君
30番 林崎竟次郎君	31番 北條喜久男君
32番 米倉清志君	33番 佐々木芳利君

欠席議員（3名）

5番 坂下正明君	8番 関善次郎君
14番 海老原正人君	

説明のため出席した者

広域連合長 谷藤裕明君 副広域連合長 山本賢一君

事務局長	吉田春彦君	次長兼 総務課長	米澤勉君
業務課長	猿舘直美君	会計管理者兼 会計室長 事務代理	主浜照風君

職務のため出席した者

議会書記長	米澤勉君	議会書記	砂川秀輝君
議会書記	小倉匠君		

開会 午後 2時05分

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） 本日の出席議員は30名であります。

欠席の通告は、坂下正明議員、関善次郎議員、海老原正人議員、以上3名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告3件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に3名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

米澤書記長。

○議会書記長（米澤 勉君） 議席番号10番 本田秀一議員、議席番号19番 鈴木雅彦議員、議席番号26番 上山文雄議員。

以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、17番 廣内和之議員、18番 小松聡純議員の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、広域連合長挨拶であります。

谷藤広域連合長。

○広域連合長（谷藤裕明君） 平成30年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度は平成20年4月の発足から間もなく10年がたちますが、国や県、市町村の皆様の御努力のおかげで、おおむね制度は定着してきているものと感じております。

発足当初、18万4,000人余りであった当広域連合の被保険者数は、高齢化の進行により、平成29年11月現在では21万4,000人余りと発足当初に比べ16.3%伸びており、医療費については、平成28年度は初めて減少に転じたものの、再び増加傾向で推移しているところであります。

後期高齢者医療をどう支えていくか、制度の安定的な運営の確保は大きな課題であります。国におきましては、制度の持続可能性を高めるため、世代間及び世代内の公平と所得に応じた負担を求める観点から、本年度から一部の被保険者が対象となる保険料の軽減特例制度などの見直しを行っております。

当広域連合といたしましても、安定した制度運営により被保険者の皆様一人一人が安心して医療を受けることができるよう制度の周知に努めるほか、市町村と連携しながら収入確保を図るため保険料収納対策や、医療費の低減を図るため被保険者の健康の保持増進を図る取り組みなどを積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、平成30年度、平成31年度の保険料率を定めることや、低所得者の軽減基準を拡大することとする後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、また、平成30年度広域連合一般会計及び平成30年度後期高齢者医療特別会計など、計10議案を御提案申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶といたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休

業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間延長及び育児休業期間の延長の事情を追加するなど、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第1号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

国及び県の例に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給率を改定するため提案しようとするものであります。

以上、議案第2号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申します。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第7、議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第3号「岩手県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、個人情報の定義を追加するとともに、要配慮個人情報を定義するなど、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第3号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第8、議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書の13ページをお開き願います。

議案第4号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成30年度及び平成31年度の保険料率を定めるとともに、住所地特例の見直し及び賦課限度額の改定、並びに高齢者の医療の確保に関する法令施行令の改正に伴い、被保険者均等割、保険料の軽減対象を拡大する等、所要の改正をしようとするものであります。

以上、議案第4号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 議案審議を行います。

議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

桜井議員。

○15番（桜井博義君） 上限額を62万に引き上げる一方、軽減する所得基準額を5,000円と1万円引き上げた場合に、広域連合に入る保険料はどのように変わってくるか。差し引きはどうか伺います。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） これらの条例の改正に伴いまして、保険料への影響ということかと思いますが、これらにつきましては、総額で約3億円ほど保険料が増額になるという見積もりをしております。

それらに伴いまして、国からの支援金はその分減額される見込みですが、総体的には当広域連合の財政への影響は、ほぼプラスマイナスゼロという状況で見込んでいるところでございます。

○議長（菅原恒雄君） 桜井議員。

○15番（桜井博義君） 市町村の負担金というか支出金はどのように変わってくるのか、これによっては変わらないのか。その点はどうか。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） 保険料について市町村の負担金は、各市町村で賦課徴収していただいた保険料を広域連合に納めていただくという流れになっております。

賦課決定した保険料が各市町村に入ってくることから、市町村分も若干、今回の改正に伴

い保険料負担金が増加になっております。

以上です。

○議長（菅原恒雄君） よろしいですか。

ほかにごございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第9、議案第5号「岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」及び日程第10、議案第6号「岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書16ページから17ページをお開き願います。

議案第5号「岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」であります。

紫波、稗貫衛生処理組合の常勤職員が配置されなくなることから、同組合を、事務を共同処理する団体から除くことに伴う関係規定の一部変更について、岩手県市町村総合事務組合

管理者から協議議決の依頼を受けたため、議決を求めるものであります。

次に、議案書18ページから19ページをお開き願います。

議案第6号「岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて」であります。

紫波、稗貫衛生処理組合を、事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産処分することについて、岩手県市町村総合事務組合管理者から協議議決の依頼を受けたため、議決を求めるものであります。

以上、議案第5号及び議案第6号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第5号及び議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第5号及び議案第6号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第11、議案第7号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び日程第12、議案第8号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 次の説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては省略をさせていただきたいと存じますので、御了承願います。

議案書21ページをお開き願います。

まず、議案第7号「平成29年度一般会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,873万2,000円とするものであります。

議案書22ページ、23ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。また、別冊となっております平成29年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書についてもお目通し願います。

議会費について、平成29年度は定例会2回、臨時会2回の計4回の開催で見込んでいたところ、本議会を含め計2回の開催と見込まれるほか、派遣職員の手当等の人件費が決算見込みにより減額となることなどにより、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書25ページをお開き願います。

議案第8号「平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億2,038万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,585億1,209万1,000円とするものであります。

議案書26ページ、27ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。なお、別冊となっております平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に関する説明書についてもお目通し願います。

特別会計の歳入は、市町村負担金の3億3,486万6,000円の増額、国庫支出金の7億1,671万9,000円の減額、繰入金4億3,878万5,000円の減額が主なものとなっております。

特別会計の歳出は、保険給付費3億1,981万4,000円の減、総務費の4,333万円の減、基金積立金4億3,878万5,000円の減額が主なものとなっております。

以上、議案第7号及び議案第8号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 議案審議を行います。

議案第7号及び議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号及び議案第8号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号及び議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第13、議案第9号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程第14、議案第10号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書29ページをお開き願います。

議案第9号「平成30年度一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,659万1,000円とするものであります。

議案書30ページから31ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等を御覧願います。また、別冊となっております平成30年度一般会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては総務課長から御説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 米澤総務課長。

○次長兼総務課長（米澤 勉君） 平成30年度一般会計予算の詳細を御説明いたします。

平成30年度の予算に関する説明書により御説明いたします。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

まず、歳入についてでございます。1 款 1 項 1 目市町村負担金 1 億9,082万5,000円は事務費負担金で、広域連合規約に基づき算定いたしました事務経費及び派遣職員に係る人件費等に充てるための市町村負担金でございます。対前年度で31万円の減となっております。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金2,000円は、財政調整基金に係る預金利子でございます。

6 款 1 項 1 目基金繰入金511万2,000円は、地方財政法第7条第1項の規定により、平成28年度からの繰越金を財政調整基金に積み立てていたものを繰り入れするものでございます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目繰越金及び8 款 1 項 1 目預金利子はそれぞれ1,000円を存目計上しているものでございます。

8 款 2 項 3 目雑入は、職員住宅として入居する住宅の賃貸料が広域連合の規定を上回る場合の超過分について、当該職員から徴収する使用料等を見込んだものでございます。

続きまして、8 ページ、9 ページを御覧ください。

歳出でございます。1 款 1 項 1 目議会費201万4,000円は、議会運営に係る経費といたしまして平成29年度実績から見積もった所要額を計上したものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費のうち1 節から19 節までは、広域連合事務局の運営に要する経費として計上したものでございます。主な経費といたしまして、3 節職員手当等は時間外勤務手当、寒冷地手当などがございます。9 節旅費は職員の赴任旅費のほか、全国後期高齢者医療広域連合協議会主催の諸会議等への参加に要する経費等がございます。14 節使用料及び賃借料は事務用パソコン、岩手県自治会館事務室賃借料、職員住宅等の借上料などがございます。19 節負担金、補助及び交付金は派遣職員の人件費負担金等がございます。平成30年度におきましては平成29年度と同数の職員21名の派遣を県、市町村に依頼しているところがございます。派遣元の市町の異動及び平成29年度の執行状況等から所要見込み額を算定し計上したものでございます。

その他の一般管理費につきましては、平成29年度の支出実績見込み額から所要額を算定したところがございます。前年度より32万8,000円の増、1 億9,333万8,000円を計上するものでございます。

10 ページ、11 ページを御覧願います。

2 款 2 項 1 目選挙管理委員会費及び2 款 3 項 1 目監査委員費は、それぞれの委員会等の運

営に要する経費など所要額を計上しているものでございます。

以上で、一般会計に関する説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 続きまして、議案書33ページをお開き願います。

議案第10号「平成30年度後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,554億685万6,000円とするものであります。また、一時借入金の借り入れの最高額は100億円とすることとし、保険給付費の各項の計上予算額に過不足が生じた場合に、同一の款の各項経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

議案書34ページから35ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算の欄等を御覧願います。なお、別冊となっております平成30年度後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書についてもお目通し願います。

詳細につきましては業務課長から御説明申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 猿舘業務課長。

○業務課長（猿舘直美君） それでは、別冊の平成30年度予算に関する説明書によりまして御説明いたします。

20ページを御覧願います。

まず、歳入でありますけれども、20ページから25ページにかけて記載しております第1款市町村支出金、第1項市町村負担金254億8,573万円であります。第1目事務費負担金、第2目保険料等負担金及び第3目療養給付費負担金の合計額であり、事務費の増加、軽減見直しなどによる保険料等負担金の増額及び歳出第2款の療養給付費の増加に伴い、前年度予算額より8億9,604万2,000円の増額となっております。

続きまして、24ページから27ページにかけて記載しております第2款国庫支出金、第1項国庫負担金375億3,793万円であります。療養給付費の増加により、前年度予算額より4億162万3,000円の増額、第2項国庫補助金166億2,330万9,000円あります。制度見直しに伴う調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例補助金の減額などにより、前年度予算額より7億6,963万3,000円の減額となっております。

続きまして、26ページ、27ページを御覧願います。

第3款県支出金、第1項県負担金128億6,111万6,000円あります。療養給付費の増加などにより、前年度予算額より1億4,238万5,000円の増額、3項県補助金1億960万2,000円あります。一部負担金特例措置支援事業補助金であり203万9,000円の増額となって

おります。第4款支払基金交付金616億1,348万8,000円ではありますが、社会保険診療報酬支払基金から交付されます後期高齢者交付金であり、療養給付費の増加などにより、前年度予算額より4億2,964万6,000円の増額となっております。

続きまして、28、29ページを御覧願います。

第5款特別高額医療費共同事業交付金2,300万円ではありますが、同事業を担当する国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款財産収入30万4,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金の運用利子であります。

第8款繰入金10億2,907万5,000円ではありますが、保険料の負担軽減緩和に充てます後期高齢者医療財政調整基金からの繰入金であります。

第9款繰越金ではありますが、前年度からの繰越金として1,000円を存目計上するものであります。

第11款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料ではありますが、第1目延滞金及び第2目過料にそれぞれ1,000円を存目計上するものであります。

30ページ、31ページを御覧願います。

第11款諸収入、第2項預金利子は26万6,000円であります。第3項雑入1億2,303万3,000円ではありますが、第三者行為に係る損害賠償金や返納金などであります。

続きまして、歳出であります。32ページ、33ページを御覧願います。

第1款総務費、第1項総務管理費4億1,694万円ではありますが、33ページの説明欄に記載をしておりますとおり、一般管理事務経費のほか医療費適正化事業、電算システムの運用業務委託料やシステム機器の交換に伴う賃借料、制度改正に伴う周知リーフレット作成等に要する経費などであり、前年度予算額より増額となっております。

続きまして、34ページ、35ページを御覧願います。

第1款総務費、第1項賦課徴収費45万2,000円ではありますが、後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった方の情報を作成するための委託料などであります。

第2款保険給付費、第1項療養給付費1,486億5,111万2,000円ではありますが、平成30年12月診療分までの東日本大震災に伴う一部負担金免除の制度延長に係る経費を含む療養給付費及び訪問看護療養費などのほか、県国保連合会に支払います診査支払手数料などであり、前年度予算額より15億1,040万7,000円の増額となっております。

第2項高額療養費53億8,985万7,000円ではありますが、高額療養費及び高額介護合算療養

費であり、前年度予算額より増額となっております。

36ページ、37ページを御覧願います。

第2款保険給付費、第3項その他医療給付費3億9,717万円ではありますが、葬祭費であります。

第3款県財政安定化基金拠出金6,204万2,000円ではありますが、これは広域連合の財政運営の安定化を図るため、療養給付費の増加などのリスクに備えまして県に設置する財政安定化基金に積み立てをしようとするものであります。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金3,917万6,000円ではありますが、国民健康保険中央会が行います同事業に拠出するものであります。

36ページから39ページにかけて記載しておりますが、第5款保健事業費3億9,819万5,000円ではありますが、健康診査事業や人間ドックの健康保持増進事業への補助金などであり、健診受診者の増を見込み、前年度予算額より増額となっております。

38ページ、39ページを御覧願います。

第7款基金積立金30万6,000円ではありますが、後期高齢者医療財政調整基金から生ずる運用利子収入を基金に積み立てるものであります。

第8款公債費60万4,000円ではありますが、一時借入金の利子であります。

第9款諸支出金4,100万2,000円ではありますが、第1目保険料還付金は保険料特別返還金を含む4,000万1,000円を、第2目償還金は前年度の国庫県支出金の療養給付費負担金及び支払基金交付金の精算に伴う返還金等として1,000円を存目計上、第3目還付加算金は100万円を計上したものであります。

40ページ、41ページを御覧願います。

第10款予備費は1,000万円を計上したものでございます。

以上、特別会計予算の説明を終わります。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 以上、議案第9号及び議案第10号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第9号及び議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないようです。

質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第9号及び議案第10号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 廣 内 和 之

署 名 議 員 小 松 聡 純